

介護サービス事業所等開設者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
情報・介護課長

「介護給付費請求の手引き（平成30年6月版）」の本会ホームページへの掲載について（通知）

このことについて、本会ホームページ（<http://www.sagakokuho.or.jp>）に最新版の手引きを掲載しています。

なお、手引きでは「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の見方などを詳細に解説していますので、本会へ電話照会される前に必ず確認してください。

また、主な返戻の原因と対処方法については下記のとおりですので、請求の前に必ず確認してください。

記

(1) ANN2（同月に同じ請求明細書を提出済）

【原因】（※詳しい解説は手引き46頁参照）

- ① 前月の審査で『保留』になっていたものを当月に再請求した。
- ② 伝送での送信誤り（二重送信や取消失敗）

【対処方法】

- ① 前月審査の「返戻（保留）一覧表」で『保留』となっている請求明細書は、翌月に居宅介護支援事業所等から修正された給付管理票が提出されることで再度審査されるため、請求明細書の再提出は必要ありません。
- ② 伝送の場合は、必ず送信結果までご確認ください。

(2) 12PA（市町の認定変更が未決定）

【原因】（※詳しい解説は手引き67頁参照）

利用者が変更申請中、又は申請決定月に給付管理票や請求明細書を提出した。

【対処方法】

変更申請中は返戻となりますので、必ず区分変更の結果通知が利用者に届いた日の翌月以降に給付管理票や請求明細書の提出を行ってください。

(3) AE0A（みなしサービス終了後の請求誤り）

【原因】

A1、A5サービスがH30.3.31で終了となっているが、4月以降のサービス分として請求した。

【対処方法】

サービスの提供年月、サービス種類及び保険者を確認し請求してください。